

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領

1 趣旨

この要領は、山口県が発注する建設工事等の適正な執行を確保するため、有資格業者の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。
- (2) 有資格業者 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第146条及び161条の規定に基づき、建設業者等の競争入札参加資格者名簿に登録された(1)の業務を行う業者をいう。
- (3) 県工事 山口県（山口県企業局、山口県教育庁、山口県議会事務局及び山口県警察本部を含む。以下同じ。）が発注する建設工事等をいう。
- (4) 一般工事 県工事以外の建設工事等をいう。
- (5) 代表役員等 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。
- (6) 一般役員等 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(5)に掲げる以外のものをいう。
- (7) 使用人 有資格業者の使用人で(6)に掲げるもの以外のものをいう。
- (8) 部長等 県工事を所掌する部局の長、企業局長、教育長、議会事務局長及び警察本部長をいう。
- (9) 契約担当者 山口県会計規則第128条に規定する契約担当者をいう。

3 指名停止

- (1) 知事は、有資格業者が別表の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- (2) 知事が指名停止を行ったときは、契約担当者は、建設工事等の工事請負契約等のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

4 下請人及び共同企業体に対する指名停止

- (1) 知事は、3の(1)の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- (2) 知事は、3の(1)の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- (3) 知事は、3の(1)又は4の(1)若しくは(2)の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

5 指名停止期間の特例

- (1) 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。
- (2) 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときはこの限りではない。
 - 一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第9号から第22号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、同表第9号から第22号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに(1)及び(2)の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（6の一に該当する場合にあっては、別表第12号及び14号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。
- (4) 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び(1)の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- (5) 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び(1)から(4)までに定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- (6) 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

6 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例

知事は、3の(1)の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（5の(2)の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

- 一 談合情報を得た結果、又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第12号又は第14号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間
- 二 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第12号又は第13号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（一の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間
- 三 山口県又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（同条第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第14号又は第15号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（一の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

7 指名停止事案の発生報告

建設工事等を主管する課又は出先機関の長は、有資格業者が別表各号に定める措置要件に該当すると認めるときは、別記様式第1号により土木建築部長に報告するものとする。

8 指名停止の決定及び通知

- (1) 知事は、3若しくは4の規定により指名停止を行い、5の(5)の規定により指名停止の期間を変更し、又は5の(6)の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者及び関係機関に対して遅滞なくそれぞれ別記様式第2号、第3号又は第4号により通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由

が県が発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

9 随意契約の相手方の制限

契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第2号、第5号及び第6号に規定する場合は、あらかじめ知事の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

10 下請等の禁止

契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る建設工事等に全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

11 指名停止に至らない事由に関する措置

知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

12 その他

- (1) この要領に定めのない事由について必要がある場合には、土木建築部競争入札審査会に諮り決定するものとする。
- (2) 指名停止を行った場合は、別記様式第5号により公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和63年7月11日から適用する。

昭和63年7月11日 監理第523号

附 則

- 1 この要領は、平成5年11月9日から適用する。
- 2 ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成5年11月8日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

一部改正 平成5年11月9日 監理第1033号

附 則

- 1 この要領は、平成7年6月9日から適用する。
- 2 ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成7年6月8日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

一部改正 平成7年6月9日 監理第411号

附 則

- 1 この要領は、平成13年7月10日から適用する。
- 2 ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成13年7月9日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

一部改正 平成13年6月29日 監理第395号

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成15年3月31日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

一部改正 平成15年3月28日 監理第1319号

附 則

- 1 この要領は、平成15年12月1日から適用する。
- 2 ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成15年11月30日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

一部改正 平成15年9月1日 監理第624号

附 則

- 1 この要領は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 平成16年11月30日以前に指名停止の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

一部改正 平成16年11月30日 平16監理第10183号

附 則

この要領は、平成18年6月26日から施行する。

一部改正 平成18年6月26日 平18技術官理第437号

附 則

- 1 この要領は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 平成18年11月30日以前に指名停止の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

一部改正 平成18年12月1日 平18技術管理第1153号

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に指名停止の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

一部改正 平成19年3月28日 平18技術管理第1680号

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前に指名停止の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

一部改正 平成24年3月29日 平23技術管理第695号

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に指名停止の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

一部改正 令和2年4月1日 令2技術管理第4号

別表 措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(過失工事による粗雑工事)</p> <p>2 県工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 カ月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 有資格業者である個人若しくは法人の代表者若しくは役員又は有資格業者の使用人が、山口県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p>	<p>逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで</p>

<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が山口県の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p> <p>11 次の(1)から(3)までに掲げる者が、山口県の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>公訴を知った日から 8カ月以上24カ月以内 6カ月以上18カ月以内 4カ月以上12カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上9カ月以内 2カ月以上6カ月以内 2カ月以上4カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 県工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>13 一般工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6カ月以上24カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2カ月以上24カ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>14 県工事に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>15 一般工事に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上24カ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上24カ月以内</p>
<p>(暴力団排除)</p> <p>16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。</p> <p>17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認</p>	<p>当該認定をした日から 12カ月以上24カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 6カ月以上24カ月以内</p>

<p>められるとき。</p> <p>18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。</p> <p>22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 4カ月以上12カ月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>23 県工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>24 一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(契約締結拒否)</p> <p>25 県工事の請負契約において、落札したにも関わらず、正当な理由無く、契約を締結しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>26 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>